

事 務 連 絡

平成 30 年 12 月 27 日

各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 ・ 中 核 市  
子 ども ・ 子 育 て 支 援 新 制 度 担 当 部 局 担 当 課 御 中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童健全育成事業に係る  
「量の見込み」の算出等の考え方について

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

9月14日付けで、別添のとおり「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)を発出いたしました。新プランでは、来年度から2023年度までのプランの期間内に約30万人分の受け皿整備を行い、その中で、2021年度末までに放課後児童クラブにおける待機児童を解消するために約25万人分の受け皿整備を図ることを目標としております。

この目標を踏まえ、各自治体において必要な量の確保を進めていく観点から、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」(平成30年8月24日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)の補足として、以下のとおり、新プランに基づく第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法等についての留意点をお示ししますので、ご確認の上、今後作成いただく第二期市町村子ども・子育て支援事業計画に反映いただきますようよろしくお願いいたします。なお、本事務連絡の発出に伴い、「放課後児童健全育成事業に関する『量の見込み』に関する調査の集計結果について(情報提供)」(平成26年5月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡)は廃止します。

## 記

### 1 放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間（以下「第二期計画期間」という。）における放課後児童健全育成事業に係る量の見込みの算出においても、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要である。とりわけ、新プランにおいては、待機児童の解消の実現や今後想定される女性就業率の上昇を踏まえ、整備量について設定したところであるが、新プランに基づき量の見込みを検討・算出されるにあたっては、次の点を参考とされたい。

#### (1) 学年ごとの量の見込みの算出

女性就業率が全国的に上昇する中、女性就業率と学年ごとの放課後児童クラブ利用率の相関関係を考慮しながら、可能な限り学年ごとの量の見込みを算出すること。

自治体によっては、放課後児童クラブの整備を行うにあたり、受け入れ人数の問題から、児童福祉法に定められた小学校6年生までの受け入れを行わず、途中の学年までの受け入れとしている例もあるものと考えられる。こうした場合であっても、量の見込みを算出するにあたっては、必要なニーズを算出する観点から小学校6年生までの量の見込みを算出すること。なお、この場合、放課後児童クラブ利用率に基づく補正を行うと、潜在的なニーズを含めた利用ニーズが低く見込まれることが予想されるため、適切な利用ニーズの算出に留意すること。

#### (2) 量の見込みの算出方法

新プランに基づき量の見込みを算出するにあたっては、次の方法が考えられるが、就学児に対する調査を含め、放課後児童クラブに関するニーズ調査を行っている場合は、の方法により、その結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えない。

なお、それぞれの方法に基づき算出した量の見込みに大きな違いが生じた場合には、待機児童の解消を行う観点から適切と見込まれるものを、地方版子ども・子育て会議等の議論等も踏まえてご判断の上、量の見込みの数字とするよう留意いただきたい。

新プランに基づく量の見込みの算出方法

ア 各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けると見込まれる者及び幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者(2号認定による幼稚園における預かり保育の定期利用を除く。)が潜在的な利用者となると考えられるため、これらの者に係る量の見込みも勘案し、適切に見込むこと。この際、小学校入学を契機に保護者が就業を始める例が多いなど、地域の実態に応じ、これら以外にも放課後児童クラブの潜在的需要が見込まれる場合には、必要に応じて、それぞれを勘案して量の見込みを算出すること。

また、小学校2年生以上の利用者については、学年ごとの利用率の増加状況や小学校1年生から逡減する割合等の実績を見ながら、量の見込みを算出すること。

イ 保育所等を利用する保護者の中には、終業後に帰宅する時刻が小学校の授業の終了時刻よりも早い例があるなど、その一定数は放課後児童クラブを利用しないと考えられることから、保護者の就業状況の傾向も勘案しながら、例えば、前年度における5歳児のうち、2号認定を受け見込みの者及び幼稚園における預かり保育(定期利用)の利用が見込まれる者の8割程度と見込むなど、一定割合を減じたものを小学校1年生の量の見込みとして設定することも考えられること。

(参考)平成28年社会生活基本調査において、6~11歳の子どもを持つ就業している女性が帰宅する時間について、16%が14時までに、26%が15時までに帰宅するとの結果がある。

ウ 新プランでは、2023年度末までに、女性就業率80%に対応できるように放課後児童クラブの整備を行うこととしており、この前提は保育の「子育て安心プラン」と同趣旨である。女性就業率の動向については、地域による違いがあるものと考えるが、可能な限り2023年度時点で女性就業率が80%になった場合でも、受け入れが可能であることを想定して量の見込みを算出すること。

#### ニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出方法

前述のとおり、放課後児童クラブに関するニーズ調査の結果を利用して量の見込みを算出することも差し支えないが、この場合においても、以下の点

に留意すること。

ア 放課後児童クラブの利用者には、保育所等を利用する家庭以外にも、父親又は母親の双方又はいずれかが短時間勤務となる場合も含まれ得るが、第一期手引きにおいては、こうした家庭の類型である家庭類型のタイプC'及びタイプE'が含まれていない。そのため、量を正確に見込む観点から、対象となる潜在家庭類型に、こうした家庭類型を追加することが考えられること。

イ 「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出のための手引き」(平成26年1月20日付事務連絡。 )においては、利用意向率の算出について、低学年、高学年とまとめて利用希望把握調査を行っているため、学年ごとに利用率が逡減していく放課後児童クラブの特性を踏まえ、必要に応じて学年進行に応じた利用意向率の補正を行うなどの措置も考えられること。

### (3)市町村子ども・子育て支援事業計画への記載イメージ

(1)又は(2)に基づき算出した量の見込み及び確保方策の記載イメージは、下表のとおりとなる。

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	600	...	...	...	...
1年生	150	...	...	...	...
2年生	150	...	...	...	...
3年生	150	...	...	...	...
4年生	60	...	...	...	...
5年生	50	...	...	...	...
6年生	40	...	...	...	...
確保方策	600	...	...	...	...

### 2 2019年度の量の見込み及び市町村子ども・子育て支援事業計画における確保方策について

「放課後子ども総合プラン」が1年前倒しされたことにより2018年度限りで終了し、2019年度から新プランが実施されるが、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画については、2019年度末までが第

一期市町村子ども・子育て支援期事業計画の計画期間（以下「第一期事業計画期間」という。）であることから、新たなプランの実施と第一期事業計画期間における平成31年度の確保方策については、1年のずれが生じることになる。

新プランにおいては、待機児童の解消を、第一期事業計画期間の最終年度である2019年度と、第二期計画期間の最初の2年（2020年度及び2021年度）の3年度間で実施することを予定している。そのため、新プランに基づき、2021年度末までに待機児童を解消する上で第一期市町村子ども・子育て支援事業計画における2019年度の確保方策を変更する必要がある場合には、必要に応じて当該計画の見直しを行うよう努めていただきたい。

〔参考〕

	第一期計画期間			第二期計画期間			
年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
量の見込み	青	青	青	赤	赤	赤	
確保方策	黄	黄	黄	赤	赤	赤	

青枠部分・・・新プランに基づき2021年度末までに待機児童を解消させるために必要となる量の見込み及び確保方策を記載

黄色部分・・・新プランに基づき待機児童解消に必要であれば第一期支援事業計画の見直しも検討

赤色矢印・・・2023年度末までに女性就業率80%に対応できるよう整備を推進

赤色部分・・・女性就業率80%に基づく量の見込みに対応できる確保方策を維持

〈本件担当〉

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室

青木、新坂、榎

電話 03-5253-1111 (4843、4845、4952)

FAX 03-3595-2749

E-mail clubsenmon@mhlw.go.jp